

令和8年度地籍調査（街区境界調査）業務委託（E～G工程）

仕 様 書

第 1 章 総 則

（目的）

第1条 本業務は、高槻市（以下「発注者」という。）が行う国土調査法に基づく地籍調査事業（街区境界調査）における、官民境界の一部又は全部の筆界点の調査及び測量を実施するものである。

（準拠する法令）

第2条 本業務の実施には、この仕様書に基づくほか、次に掲げる法令及び規則等に遵守して作業を行うものとする。

- (1) 国土調査法（昭和26年6月1日 法律第180号）及び国土調査法施行令（昭和27年 政令第59号）
- (2) 測量法（昭和24年6月3日 法律第188号）及び測量法施行令（昭和24年8月31日 政令第322号）
- (3) 道路法（昭和27年6月10日 法律第180号）及び同法施行令（昭和27年12月4日政令第479号）
- (4) 河川法（昭和39年7月10日 法令第167号）及び同法令施行令（昭和40年2月11日政令第14号）
- (5) 地籍調査作業規程準則（昭和32年10月24日 総理府令第71号）
- (6) 地籍調査作業規程準則運用基準（平成14年3月14日 国土国第590号）
- (7) 基準点測量作業規程準則（昭和61年11月18日 総理府令第51号）
- (8) 地籍図の様式を定める総理府令（昭和61年11月18日 総理府令第54条）
- (9) 調査素図表示例（昭和32年10月24日 経企土第179号）
- (10) 地籍調査票作成要領（平成14年1月16日 国土国第432号）
- (11) 地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成14年3月14日 国土国第591号）
- (12) 都市再生地籍調査事業実施要領（平成14年4月1日 国土国第638号）
- (13) 高槻市公共測量作業規程（平成20年4月1日）
- (14) 公共測量作業規程の準則（平成20年3月31日 国土交通省告示第413号）
- (15) 地籍調査成果電子納品要領（平成17年4月 国土国第12号）
- (16) 官民境界等先行調査成果電子納品要領（平成25年4月）
- (17) 地籍調査成果電子納品に関する事前協議ガイドライン（平成17年国土国第13号）
- (18) 街区境界調査の手引き（令和7年4月30日 国土交通省地積整備課）
- (19) その他

（実施計画）

第3条 本業務を遂行するにあたり、受注者は、次に掲げる書類を作成し発注者に提出し、承諾を得るものとする。

- (1) 業務実施計画書

- (2) 業務実施工程表
- (3) 業務着手届
- (4) 管理技術者及び照査技術者等届
- (5) 個人情報保護責任者届
- (6) 身分証明書交付申請書
- (7) その他、発注者の指示する書類

(疑義)

第4条 本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時、作業の性質上、当然必要な事項及び法令または慣例によって履行しなければならない事項は、監督員とその都度協議し、その指示を受けるものとする。

(管理技術者等)

第5条 受注者において選任する管理技術者は、(社)全国国土調査協会に登録されている地籍主任調査員の資格を持つ者、又は、(社)日本国土調査測量協会に登録されている地籍総合技術管理者、又は、地籍調査管理技術者の資格を持ち、地籍調査(街区境界調査)及び地理情報システムに精通した経験豊かな者とする。

- 2 管理技術者は、発注者に対し、本特記仕様書に定められた範囲内での業務遂行をするものとする。
- 3 担当技術者は、管理技術者のもとで業務を担当する者で、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。

(関係官公署との折衝)

第6条 本業務を遂行するにあたり、関係官公署との調整手続きが必要な場合は、発注者が対応するものとする。

(貸与資料)

第7条 本業務を実施する上で必要な資料等(発注者以外の第三者が管理する資料等含む。)は、発注者が管理技術者に貸与するものとする。

- 2 本業務遂行上貸与資料の複製が必要な場合は、発注者の承諾を得て行うものとする。
- 3 貸与された資料及び前項の複製品については、その重要性を認識し破損・紛失・盗難等の事故のないように管理・取り扱うものとし、本業務の完了後あるいは工期内で使用済みの場合は、発注者の照合を受け速やかに返却するものとする。

(打ち合わせ簿等)

第8条 受注者は、本業務の作業段階ごとに作業内容、作業手法等を発注者と協議し、協議結果打ち合わせ簿に記録するものとする。

- 2 業務実施期間中、受注者は発注者に業務の進捗状況を随時報告するものとする。
- 3 工期内に完了した作業について、発注者から成果等の一部提出を求められた場合、受注者は速やかにこれに対応しなければならない。

(身分証明書の携帯)

第9条 受注者は、本業務の実施にあたり、現地等進入の際は身分証明書を各作業員に携帯させなければならない。また、地元住民と無益な摩擦や紛争を起さぬよう、その言動、対応等に充分注意するものとする。

(事故の処理)

第10条 本業務実施中に生じた事故及び第三者に与えた損害は、全て受注者の責任により誠意をもって解決しなければならない。なお、その原因及び処置について速やかに発注者に報告するものとする。

(機密の保持)

第11条 受注者は、本業務により知り得た事項及び資料について、その一切を他に漏らしてはならない。

(検査)

第12条 本業務の検査については、管理技術者立会いのうえ、工程毎又は作業完了後に、発注者の検査を受けるものとする。

2 発注者から本仕様書に適合しないものとして修正の指示があった場合は、受注者はこれを速やかに修正し、再検査の合格をもって完

(成果品の権利)

第13条 本業務による成果品は、発注者に全ての権利を帰属するものとする。

## 第2章 業 務 内 容

### (業務概要)

第14条 業務概要は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 業務区域 高槻市大蔵司地区(その2)、浦堂一丁目の各一部
- (2) 調査面積 約0.032km<sup>2</sup>
- (3) 傾斜度 平坦地
- (4) 視通状況 市街Ⅱ
- (5) 一筆平均面積 151～200m<sup>2</sup>
- (6) 筆の形状 整形地
- (7) 精度区分 甲2
- (8) 縮尺 1/500
- (9) 工期 契約日の翌日より令和9年3月12日

### (作業種別)

第15条 作業種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) GE工程(一筆地調査)
- (2) GFⅠ工程(細部図根測量)
- (3) GFⅡ-1工程(街区境界測量)
- (4) GFⅡ-2工程(街区境界調査図原図の作成)
- (5) GG工程(街区面積測定)
- (6) FR工程(復元測量)

### (成果品)

第16条 本業務の成果品等は次に掲げるとおりとし、簿冊又は図面製本および官民境界等先行調査成果電子納品要領に基づく電子納品とする。

#### ○工程管理及び検査

- (1) 工程管理記録表
- (2) 実施者検査記録表
- (3) 認証者検査記録表
- (4) 工程管理検査成績表

#### ○GE工程

- (5) 作業進行予定表
- (6) 調査図素図
- (7) 立会計画図
- (8) 調査図素図一覧図(調査図素図兼用可)
- (9) 街区境界調査票(署名後)

- (10) 調査図
- (11) 調査図一覧図(調査図兼用可)
- (12) 土地所有者一覧表
- (13) 地積測量図写
- (14) 既明示関係資料
- (15) 立会結果記録表
- (16) 境界杭設置写真

#### ○GF I 工程

- (17) 使用機器検定証明書・使用プログラム検定証明書等
- (18) 基準点等成果表(写)
- (19) 細部図根点選点図
- (20) 細部多角測量平均図
- (21) 細部多角測量観測図
- (22) 細部図根測量観測手簿
- (23) 細部図根測量観測記簿
- (24) ST計算書
- (25) 高低点検計算書
- (26) 距離補正計算書
- (27) 点検計算書
- (28) 平均計算書
- (29) 細部放射点座標計算書
- (30) 細部図根測量精度管理表
- (31) 細部図根点成果簿
- (32) 細部図根点網図

#### ○GF II - 1 工程

- (33) 街区境界測量観測手簿
- (34) 街区境界測量観測記簿
- (35) 街区境界測量座標計算書
- (36) ST計算書
- (37) 筆界点の位置の点検
- (38) 街区境界測量精度管理表
- (39) 街区境界点成果簿
- (40) 点番号対比表

○GFⅡ-2工程

- (41) 仮作図
- (42) 街区境界点番号図
- (43) 街区境界調査図一覽図
- (44) 街区境界調査図

○GG工程

- (45) 街区面積測定觀測計算書
- (46) 街区面積測定精度管理表
- (47) 街区面積測定成果簿
- (48) 街区面積比較表

○FR工程

- (49) 現況測量觀測手簿
- (50) 現況測量座標計算書
- (51) 座標变换計算書
- (52) 交点計算座標計算書
- (53) 復元点座標一覽表
- (54) 境界標座標比較表(既存・新設)
- (55) 筆界案
- (56) 復元位置図

### 第3章 特記事項

(GD工程：地籍図根多角測量)

第17条 地籍図根多角測量については、公共基準点を使用するものとする。ただし、基準点が亡失等により使用できない場合は、監督員と協議することとする。

(GE工程：一筆地調査)

第18条 GE工程の一筆地調査は、次に掲げるとおりとする。

[工程]

- (1) 計画
- (2) 地元説明会
- (3) 関係機関等との調整
- (4) 調査図素図等の作成
- (5) 関連資料整理(関係資料収集等は原則発注者作業)
- (6) 住所不明者等の調査結果の整理(住所不明者等の調査は原則発注者作業)
- (7) 現地調査の通知
- (8) 現地調査
- (9) 点検整理

[工程小分類]

E1 作業の準備

- イ 業務計画書等の作成
- ロ 受注者は発注者が収集した関係資料等の整理を行う。
- ハ 発注者主催の地元説明会に出席するものとする。受注者は発注者が主催する地元説明会開催の準備、進行の補助を行う。ただし、説明会に代えて資料の送付を行うときは、発注者が作成した書類を受注者が送付する。
- ニ 受注者は関係機関等との調整に必要な資料の作成を行い、必要に応じて関係機関等との調整に同行するものとする。

E2 作業進行予定表の作成

E3 単位区域界の調査

E4 調査図素図等の作成

- イ 調査図一覧図、調査図素図の作成
- ロ 街区境界調査票の作成

E5 現地調査等の通知

- イ 受注者は現地調査の通知書類案を作成し、発注者に提出するものとする。

E6 市町村境界の調査(省略)

E7 現地調査等

- イ 現地にて境界確認を行う。
- ロ 調査結果に基づいて調査図を作成する。
- ハ 境界標は受注者が調達した境界プレートを埋設する。

- ニ 埋設前後の引照点により点検する。
  - ホ 埋設前後の写真を撮影する。
  - ヘ 受注者は発注者が行った住所不明者等の調査結果をまとめ、整理を行う。
- E8 取りまとめ
- イ 調査結果に基づく立会結果について、一覧表を作成する。
- E9 実施者検査
- E10 認証者検査

(GF I 工程:細部図根測量)

第19条 GF I 工程の細部図根測量は、次に掲げるとおりとする。

[工程]

- (1) 計画
- (2) 選点
- (3) 設置
- (4) 観測
- (5) 計算
- (6) 点検

[工程小分類]

- F I 1 作業の準備
- F I 2 選点及び標識の設置
  - イ 細部図根点は測量鋸7mm×15mm×80mmとする。
- F I 3 観測及び測定
- F I 4 計算
- F I 5 点検測量
- F I 6 取りまとめ
  - イ 細部図根測量精度管理表の作成
  - ロ 細部図根成果簿の作成
  - ハ 細部図根点網図の作成
- F I 7 実施者検査
- F I 8 認証者検査

(GF II -1 工程:街区境界測量)

第20条 GF II -1 工程の街区境界測量は、次に掲げるとおりとする。[工程]

- (1) 計画
- (2) 街区境界測量
- (3) データ整理

[工程小分類]

- F II -11 作業の準備

FⅡ-12 観測及び測定

FⅡ-13 計算及び街区境界点の点検

イ 筆界点成果簿の作成、成果は紙及びPDFで納品するほか、数値データを地籍フォーマット2000に基づいて作成する。

FⅡ-14 実施者検査

FⅡ-15 認証者検査

(GFⅡ-2工程:街区境界調査図原図の作成)

第21条 GFⅡ-2工程の街区境界調査図原図の作成は、次に掲げるとおりとする。

[工程]

(1) 街区境界調査図作成

(2) 街区境界調査図一覧図作成

[工程小分類]

FⅡ-21 作業の準備

FⅡ-22 街区境界調査図の仮作成

FⅡ-23 街区境界調査図の作成

イ 街区境界点番号図の作成 (1/500)

ロ 街区境界調査図の作成 (1/500)

ハ 街区境界調査図一覧図の作成

FⅡ-24 実施者検査

FⅡ-25 認証者検査

(GG工程：街区面積測定)

第22条 GG工程の街区面積測定は、次に掲げるとおりとする。

[工程]

(1) 準備

(2) 計算

(3) 整理

[工程小分類]

G1 作業の準備

G2 街区面積測定、計算及び点検

G3 取りまとめ

G4 実施者検査

G5 認証者検査

(FR工程：復元測量)

第23条 受注者は、境界確認に先立ち、地積測量図等に基づき筆界杭の位置を確認し、

亡失等がある場合は復元すべき位置に仮杭を設置すること。なお、工程は以下のとおりとする。

〔工程〕

現地調査  
変換計算  
逆打計算  
復元杭設置

(成果等の点検)

第24条 受注者は規定に従って、計画機関の検査以前に必ず、手簿・成果簿には、責任技術者が点検し、検査の署名・捺印をしなければならない。

(機器の検定)

第25条 受注者は、測定の精度を確保するため、測量作業規程準則付録1に基づく測定値の正当性を補償する検定を行った機器を使用しなければならない。ただし、1年以内に検定を行った機器を使用する場合は、この限りでない。

2 検定は、測量機器の検定に関する技術及び機器を有する第三者機関によるものとする。ただし作業期間の機器の検査体制を確認し、妥当と認められた場合には、測量作業規程準則付録2による国内規格の方式等に基づき自ら検査を実施し、その結果を第三者機関による検定に代えることができる。

3 受注者は、観測に使用する主要な機器について、作業前及び作業中に適宜点検を行い、必要な調整をしなければならない。

(貸与資料)

第26条 本業務を遂行するため、発注者は受注者に下記の資料を貸与するものとする。

貸与資料がデジタルデータで作成されている場合は、その格納フォーマットも併せて貸与するものとする。

No.	名称	数量
1	公図	一式
2	土地登記情報(要約書)	一式
3	地番図	一式
4	道路台帳図	一式
5	高槻市地形図	一式
6	一筆地調査に必要な書類	一式
7	公共基準点に関する資料	一式
8	その他関係資料	一式